

青森市ホームページ
広告取扱業者募集要項

青 森 市
(広報広聴課)

青森市ホームページ広告取扱業者募集要項

青森市が行う青森市ホームページ広告取扱業者（以下「取扱業者」といいます。）の募集に応募されるかたは、次の事項をご承知の上、お申込みください。

1 目的

持続可能な行財政運営基盤の確立を目指し設置している「青森市ホームページ」の有料広告について、自主財源をより効果的・効率的に確保するため、条件付一般競争入札により取扱業者を募集します。

2 条件付一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名 青森市ホームページへの広告掲載
- (2) 業務の仕様 別紙仕様書のとおり
- (3) 募集対象 取扱業者 1 者
- (4) 契約期間 契約を締結した日から令和 8 年 3 月 31 日

※青森市ホームページへの広告掲載期間は、令和 7 年 2 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

3 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす法人が応募できます。なお、入札の執行前または取扱業者として決定した後に当該要件を満たしていないことが判明した場合は、参加資格者（青森市ホームページ広告の掲載に関する条件付一般競争入札実施要領（平成 28 年 1 月 20 日実施。以下「要領」といいます。）第 6 条第 1 項に規定する参加資格者をいいます。以下同じ。）または取扱業者としての決定を取り消します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」といいます。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から過去 3 年間に於いて、政令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたことがない者であること。
- (3) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (4) 青森市競争入札参加資格業者指名停止要領（平成 17 年 4 月 1 日実施）の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (5) 青森市競争入札参加資格等に関する規則（平成 17 年 4 月 1 日規則第 161 号）第 6 条の規定により、業種「企画製作等業務」部門「広告企画製作業務」に係る競争入札参加資格の認定の通知を受けた者であること。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっていない法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められる者で、適正な競争を妨げるおそれがないと認められる者であること。
- (7) その他市長が入札を適正かつ合理的に行うため必要があると認めた資格を有する者であること。

4 参加申請手続

入札参加資格の審査のため、申請書を提出していただきます。

(1) 提出方法

下記提出先に直接または郵送で提出すること（提出期限必着）

(2) 提出期限

令和6年11月18日（月）午後5時00時まで

ただし、土曜日・日曜日及び祝日を除く

(3) 提出先

〒030-8555

青森市中央一丁目22番5号 青森市役所本庁舎 2階

青森市企画部広報広聴課

(4) 提出書類

ア 申請書（様式1）

(5) 応募に当たっての留意事項

ア 応募者に関する情報及び応募者数の問合せについては、一切お答えできませんのでご了承ください。

イ 申請書は返却いたしません。

ウ 参加申請に要する費用は、すべて申請者の負担とします。

エ 同一人が代表者となる法人等が重複して入札に参加した場合、いずれの入札も無効とします。

(6) 法人の情報

申請書に記載された情報は、取扱業者の決定のみに使用し、その他の目的のためには使用しません。

(7) 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とします。

- ・ 応募資格を有しない者のした応募
- ・ 所定の日時までに所定の場所に提出しない応募
- ・ 公正な価格の成立を害し、または不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行われたと認められる応募
- ・ 2以上の応募をした者の応募

- ・鉛筆または消せるボールペン書きでの応募
- ・その他応募条件に違反した応募

(8) 入札参加資格の確認等

申請書により、入札参加資格の有無を確認し、申請者あてに令和6年11月19日(火)までに条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書(様式2)を発送します。また、当該結果の通知後であっても、応募資格を満たしていないこと、不正等が判明した場合には、参加資格者の認定を取り消します。

なお、参加資格者が1者の場合は入札を実施せず、当該参加資格者に見積書の提出を求めた上で、取扱業者を決定するものとします。

(9) 無資格者への理由説明

条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書(様式2)により、入札参加資格がないとされた者は、次に定めるところに従い、書面(様式は任意)により説明を求めることができます。この場合、書面で回答します。

ア 提出先 青森市企画部広報広聴課

イ 提出期限 令和6年11月26日(火)午後5時00分まで

ただし、土曜日及び日曜日を除く、午前8時30分から午後5時00分までとします。

ウ 提出方法 上記提出先に直接または郵送で提出してください。

5 質問及び回答

募集に関する質問及び回答は、次により行います。

(1) 提出先

青森市企画部広報広聴課

(2) 質問期限

令和6年11月11日(月)午後5時00分まで

ただし、土曜日・日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時00分までとします。

(3) 提出方法

質問は、質問書(様式3)により行い、上記提出先に直接、郵送または電子メールで提出してください。

(4) 回答期間

令和6年11月5日(火)から令和6年11月15日(金)まで

(5) 回答方法

回答は、質問書を受理してから、概ね5日以内を目途に質問者に対し郵送または電子メールで回答するとともに、青森市ホームページに掲載します。

6 入札

(1) 日時

令和6年11月29日(金)午前10時00分

(2) 場所

〒030-8555

青森市中央一丁目22番5号 青森市役所本庁舎 急病センター棟2階入札室

(3) 必要書類

ア 入札書(様式4)

(i) 入札書は、入札参加者またはその代理人が入札会場において直接提出してください。

(ii) 落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札参加者は、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(iii) 提出された入札書は、その事由の如何にかかわらず、書換え、引換えまたは撤回をすることはできません。

イ 委任状(様式5)

(i) 代理人により入札するときは、必ず委任状(様式5)を提出してください。

(ii) 使用する印鑑は、入札書と同一のものとしてください。

(4) 無効な入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 入札参加者資格を有しない者のした入札

イ 所定の日時までには所定の場所に持参しない入札

ウ 入札に際して談合等による不正行為があった入札

エ 談合情報の内容と同様の内容の結果となった入札

オ 入札に対し2以上の意思表示をした入札

カ 他人の代理を兼ねまたは2以上の代理をした者の入札

キ 記名及び押印のない入札

ク 入札書の記載事項が確認できない入札または鉛筆や消せるボールペン書きの入札

ケ 入札書の金額の表示を改ざんまたは訂正した入札

コ その他入札条件に違反した入札

(5) 入札保証金

免除

(6) 落札者の決定

ア 入札書を公開の場で開札し、青森市が設定する予定価格以上の額で、最高の価格で入札を行った者を落札者とします。なお、最高価格の入札が2者以上ある場合は、くじにより決定します。

イ 落札結果については、落札者名、落札金額及び入札参加者数を青森市ホームページで公表しますので、あらかじめご承知ください。

(7) 入札の中止等

不正な入札が行われる恐れがあると認めるとき、または災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、または延期することがあります。入札の中止または延期による損害は、入札参加者の負担とします。

(8) 入札の辞退

入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、次に掲げるところにより入札を辞退することができます。

ア 入札執行日前にあつては、入札日の前日までに、入札辞退届（様式6）を4（3）の提出先に直接または郵送で提出してください。

イ 入札執行日にあつては、入札辞退届または入札を辞退する旨を明記した入札書（様式4）を、入札を執行する者に直接提出してください。

7 契約

(1) 契約の締結

契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とします。

(2) 広告料の納付

青森市が発行する納入通知書により、青森市の指定した期日までに納付していただきます。詳しくは、別紙契約書（案）をご覧ください。

(3) 契約保証金

免除

(4) その他の手続

契約の締結後は、別に定める期日までに、広告案（バナー画像データ）と、リンク先等を記載した青森市ホームページ掲載広告承認申請書を提出していただきます。

8 取扱業者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、取扱業者としての決定を取り消します。

(1) 正当な理由なくして、指定する期日までに契約締結の手続を行わなかったとき。

(2) 申請書または関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかになったとき。

(3) 取扱業者が応募者の資格を失ったとき。

(4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、取扱業者として相応しくないと青森市が判断したとき。

9 取扱業者が辞退した場合

取扱業者が広告掲載を辞退した場合、青森市において新たな取扱業者を決める募集手続を行う時間がなく緊急を要するときは、当該取扱業者の次に高い価格で入札を行った者を取扱予定業者とし、新たな取扱業者を決めることができますものとしします。

10 その他

- (1) 応募者は、この要項、青森市ホームページ広告掲載要綱（平成 28 年 4 月 1 日実施）、要領、契約書（案）、仕様書（案）を熟読の上で応募してください。
- (2) 入札及び契約に当たっては、この要項に定めるもののほか、地方自治法、青森市財務規則等の法令を遵守してください。

11 問合せ先

青森市企画部広報広聴課

担当：主幹 長内、主事 三上、主事 音喜多

住所：〒030-8555 青森市中央一丁目 22 番 5 号 青森市役所本庁舎 2 階

電話：017-734-5106

電子メール：koho-kocho@city.aomori.aomori.jp